

福祉生活病院常任委員会資料

(平成29年4月21日)

[件名]

- 1 鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れについて
(環境立県推進課) ··· 1
- 2 第10回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の開催概要について
(環境立県推進課) ··· 3
- 3 平成29年度版鳥取県環境白書(平成29年度施策)の公表について
(環境立県推進課) ··· 4
- 4 改正FIT法の施行による固定価格買取制度の見直しについて
(環境立県推進課) ··· 7
- 5 平成28年度 第3回湖山池会議の開催概要について
(水・大気環境課) ··· 8
- 6 原子力環境センターの設置について
(原子力環境センター) ··· 9
- 7 「国立公園満喫プロジェクト」の確実な実行に向けた国への要望の結果等について
(緑豊かな自然課) ··· 10
- 8 「鳥取県カワウ被害対策指針」の制定について
(緑豊かな自然課) ··· 11
- 9 「岩美ジオフィールド」の機能拡充について
(山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館) ··· 12
- 10 「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)」素案に係るパブリックコメントの実施について
(くらしの安心推進課) ··· 13
- 11 「鳥取県住生活基本計画」の改定について
(住まいまちづくり課) ··· 20
- 12 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
(住まいまちづくり課) ··· 24
- 13 市街化調整区域の開発許可に係る規制緩和について
(住まいまちづくり課) ··· 25

生活環境部

鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れについて

平成29年4月21日
地域振興課
福祉保健課
環境立県推進課
教育総務課
行財政改革局人事企画課

鳥取市が総務大臣へ中核市の指定の申出を行うにあたり、4月12日に、市長が知事に地方自治法の規定に基づく県知事の同意の申入れが行われました。

この申入れを受け、6月定例県議会における「同意の議案」の提案に向けて、これまでの取組をより具体的に進めるため、「保健所移行実践検討チーム」を設置しましたので、その概要を報告します。

1 鳥取市の中核市指定に係る県知事への同意申入れ

- (1) 日 時 平成29年4月12日（水） 午後1時～1時20分
- (2) 場 所 県庁第2応接室
- (3) 申入者 鳥取市長 深澤 義彦、鳥取市副市長 羽場 恭一、中核市推進局長 田中 節哉、健康こども部長 岩井 郁
- (4) 対応者 鳥取県知事 平井 伸治、統轄監 野川 聰、地域振興部長 高橋 紀子
- (5) 知事の主なコメント

- ・深澤市長の就任以来、市において十分な議論のもと必要な事項が検討されて提出された申入れであり、これまでの市における検討に敬意を表したい。申入れを重く受け止め、誠実に検討を進め、議会とも協議を深めて参りたい。
- ・全国にもあまり例がないが、限られた人材の中で、県と市で保健所を市町一体で運用し、素晴らしい住民サービスが提供できるよう、県市で最後に詰めるべき課題の整理を進める。
- ・県民のみなさまと合意形成を図ること、4町の同意をいただくことが必要である。

2 保健所移行実践検討チームの立上げ (H29.4.13設置)

(1) 体 制

① 保健所移行実践検討チーム

県から市へ保健所移行後もより良い住民サービスが提供できるよう、市職員の移管事務の習得、スキルアップのための研修方針を決定する。ワーキンググループにおける研修等の状況を確認し、必要な見直しを実施する。

【構成】 チーム長：(県) 福祉保健部長

副チーム長：(県) 生活環境部長、(市) 健康子ども部長

メンバー：(県) 鳥取保健所長、東部福祉保健事務所長、東部生活環境事務所長

(市) 環境下水道部長、福祉部長

② ワーキンググループ (WG)

移管する8つの事務分野（福祉支援、災害医療対策、医薬・疾病対策、障害者支援、食品衛生、動物愛護、環境衛生、廃棄物対策）ごとに、ワーキンググループを設置し、市の職員が県の保健所の現場で実践研修を行う。

(2) 今後の予定と進め方

4月中に第1回保健所移行検討実践チーム会議を開催し、研修方針を決定する。

各ワーキンググループにおいて、研修計画を作成する。

【参考】

1 これまでの協議経過

平成26年 6月23日 深澤市長が平井知事に鳥取市中核市移行に向け県へ協力を要請

知事から市長へ、中核市移行の決意に敬意を表し、県として惜しみなく協力することを伝えるとともに、保健所をはじめ多くの事務権限が移管されることから、4町をオブザーバーに継続的に検討を行う場の設定を提案。

8月 4日 鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会設置

知事、市長、4町出席のもと、第1回の協議会で、住民に身近な行政というメリットを活かした住民のサービスの向上を図ること、東部4町の保健所業務も一体的に市で実施することを基本に検討を進めることを決定。

以降H29.2.14まで、統轄監・副市長をトップに事務レベルで7回の協議会を開催

円滑な事務移譲と4町への保健所事務の委託に向けた体制整備等を検討協議。

平成27年 9月24日 鳥取市議会「鳥取市の中核市移行の推進に関する決議」

平成29年 1月25日 総務省・厚生労働省 事前ヒアリング

2月24日 市長が市議会に「中核市指定の申出」議案を提出

3月24日 市議会において「中核市指定の申出」議案が賛成多数で可決。

4月12日 中核市指定の申出に係る県知事への同意を申入れ

2 今後のスケジュール

平成29年 6月頃 県知事が県議会に「中核市指定に係る申出の同意」議案を提出（予定）
(県議会で可決された場合)

7月頃 県知事が市長に、鳥取市が総務大臣に中核市の指定に係る申出をすることへの同意書を交付

7月頃 市長が総務大臣に「中核市指定を求める申出」

11月頃 総務大臣が中核市に指定する政令を立案し、閣議決定により政令が成立
⇒「鳥取市」が中核市に指定

平成30年 4月 1日 鳥取市が中核市に移行

3 今後の取組

円滑な移譲に向けた体制づくりを行う。

（事前研修・人事交流等の人的支援、災害医療体制など緊急時の県との連携体制の構築など）

- ・「鳥取市の中核市移行に関する県・市協議会」及び県のプロジェクトチーム、市の部会において、これまでに引き続き、人事・組織的対応、財源等を整理する。
- ・4月13日に立ち上げた「保健所移行実践検討チーム」で、実践研修や人事交流も交えながら円滑かつ確実な事務移譲を行う。
- ・県から市へ保健所業務を委託する4町にも安心いただける体制を整備する。

第10回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会の開催概要について

平成29年4月21日
環境立県推進課

「第22回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット」の関連事業として、下記のとおり、「第10回環境保護機関実務者協議会」を開催し、各全国各地域の環境部局における災害からの復興に係る取組策等について意見交換した。

記

1 「第10回北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会」の概要

(1) 日 時：4月11日（火）13時30分～16時30分

(2) 場 所：倉吉市駄経寺「倉吉未来中心 小ホール」

(3) 参加地域及び団長：

参加地域（国）	役職	氏名
鳥取県（日本）	生活環境部長	広田 一恭
ロシア沿海地方	自然資源・環境保護局長	コルシェンコ・アレクサンダ
モンゴル中央県	自然環境観光局長	ジャンツアンドルジ・ダシヤチル
韓国江原道	緑色局環境課長	朴漢圭（パク ハンギュ）
中国吉林省	環境保護庁副庁長	孫 鉄（スン テ）

(4) 主題発表：テーマ「環境部局における災害からの復興に係る取組策等について」

(5) フリーディスカッション：地方政府における地球温暖化対策の取組等について

2 結果の概要

(1) 上記テーマについて各地域がそれぞれの取組を下表のとおり発表した。

参加地域	発表概要
日本 鳥取県	・鳥取県中部地震における災害廃棄物の処理、上下水道の復旧・確保、住まいの復旧支援策等について紹介。 ・海岸漂着ゴミ対策に係る本県の取組等を紹介し、ゴミ発生の抑制を提言。
ロシア 沿海地方	・2016年8月から9月に襲来した台風による洪水被害と護岸、堤防や水利施設の復旧修繕の取組の紹介。 ・ロシア連邦の環境計画を踏まえた沿海地方の環境計画概要の紹介など。
モンゴル 中央県	・森林・草原火災による被害とその発生予防（立入り禁止措置など）、砂嵐の予報の充実、洪水被害の救援・復興活動の紹介など。
韓国 江原道	・江原道における災害の発生事例と、災害廃棄物の処理等（廃棄物の発生抑制、連絡体制、手続の流れ、国・道・市の役割分担等）の紹介など。
中国 吉林省	・環境汚染に端を発する災害が増加しており、環境保護法の改定により緊急対応（リスク抑制、対応準備、緊急対処、事後復旧）について規定したことなどの紹介。

(2) 意見交換等

○フリーディスカッションでは、各地域から温暖化対策に係る積極的な取組が紹介された。

○地域により国土や人口、情勢が大きく異なるため、各種環境に係る対策・対応は地域の実情に合わせて多岐にわたるものとなる。

○このような多様な対策等をこの協議会の場で共有・情報交換する事の重要性を改めて相互に確認した。

平成29年度版鳥取県環境白書（平成29年度施策）の公表について

平成29年4月21日
環境立県推進課

鳥取県環境白書は、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成8年鳥取県条例第19号）第8条第1項の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を県民に明らかにするものである。

1 鳥取県環境白書の公表時期・公表内容

公表時期	公表内容
4月21日	・平成29年度に講じようとする環境施策
9月頃	・鳥取県の環境の現状 ・平成28年度の重点的な取組内容と成果等 ・平成28年度に講じた環境施策の実績

2 平成29年度版鳥取県環境白書の概要

鳥取県環境白書は、平成24年3月に策定した「第2次鳥取県環境基本計画」の6つの目標に分類して、各種事業の概要を掲載している。

（掲載事業の例）

- I エネルギーシフトの率先的な取組み
 - ・地域エネルギー社会の推進
 - ・日本海沖メタンハイドレートの調査促進 等
- II NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開
 - ・とっとり環境推進県民運動
 - ・水素エネルギー推進事業 等
- III 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現
 - ・ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト
 - ・災害廃棄物処理計画策定事業 等
- IV 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保
 - ・国立公園満喫プロジェクト等の推進
 - ・山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進
 - ・特定鳥獣保護管理事業 等
- V 安全で安心してくらせる生活環境の実現
 - ・原子力環境センター機能強化・運用事業 等
- VI 美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進
 - ・とっとりの美しい街なみづくり 等

3 鳥取県環境白書の入手方法

県のホームページに掲載

[鳥取県環境白書ホームページ]

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38280>

※環境白書の公表にあたっては、新聞記事等への掲載により県民への周知を図る。

主な取組施策**I 【エネルギー・シフト】エネルギー・シフトの率先的な取組み****○地域エネルギー社会の推進**

地域に導入した再生可能エネルギーや多様なエネルギー資源を利用した設備を効率的に活用し、安定的なエネルギー供給がなされる新たな地域エネルギー社会を構築することで、エネルギーの地域内経済循環を進める。

また、地域単位で行われるエネルギーに関する取組や地域主導のエネルギー事業を支援し、県内の電力自給率向上を進める。

○日本海沖メタンハイドレートの調査促進

鳥取県沖に存在するメタンハイドレートに関して、国の資源調査や回収技術調査が進む中、メタンハイドレートに関する理解促進及び機運醸成を図るため、一般・学生向けのセミナー、小中学生向けの実験教室などを行う。また、産学官でコンソーシアム（協議会）を設置して回収技術調査を推進するほか、鳥取大学大学院に設置した寄附講座により調査研究や技術開発を行う人材の育成等を行う。

II 【環境実践の展開】NPOや地域・企業などと連携・協働した環境実践の展開**○とっとり環境推進県民運動**

パリ協定の発効に見られるように世界的に環境に対する意識が高まっており、この潮流のもと本県も環境に対する機運をより一層高め県民運動的に取り組むこととし、県民、住民団体、事業者等の参画する「とっとり環境推進県民会議」を昨年12月に設立。同会議での意見をもとに企画立案された取組をはじめ、家庭や地域における様々な実践活動への取組を進めることで、県民の環境への関心を高めるとともに、各主体の連携・協働による環境先進県を目指す。

○水素エネルギー推進事業

次世代自動車の一翼を担うF C V（燃料電池自動車）の普及促進と水素インフラ整備などを念頭に、将来到来する「水素社会」への道筋を示す「鳥取県水素エネルギー推進ビジョン」を平成28年2月に策定。そのシンボリックな取り組みとして整備した、水素エネルギーの実証・環境教育の拠点「鳥取すいそ学びうむ」の活用などにより、脱炭素社会の実現に向けた日本海沿岸（条件不利地域）における「水素社会」のトップランナーを目指す。

III 【循環社会】環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現**○ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト**

ごみゼロ社会の実現に向けて、食品ロスの削減等ごみの発生抑制につながる3Rに重点的に取り組むこととし、子どもから大人まで全県民が一体となって家庭及び事業所で取り組む、ごみ減量の県民運動を推進する。

※3R：リフューズ（断る）、リデュース（減量）、リユース（再使用）

○災害廃棄物処理計画策定事業

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震では、可燃ごみ焼却施設が被災したことで一時的に災害廃棄物の処理が滞るなどの問題が発生した。これらの反省を踏まえ、災害により多量に発生する災害廃棄物を被災市町村が迅速かつ円滑に処理できるよう、市町村とともに対応方針等を検討し、県の災害廃棄物処理計画として平成29年度内にとりまとめる。

○P C B廃棄物処理対策推進事業

P C B廃棄物の早期・適正処理のため、保管事業者に対する指導や中小企業者への処分費支援に併せ、平成28年8月に施行されたP C B特別措置法改正に基づき、漏れのない確実な期限（最も早いもので平成30年3月）内処理に向けて、未把握P C Bの掘り起こし等を行う。

IV 【自然共生】自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

○国立公園満喫プロジェクト等の推進

国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園において、外国人観光客や交流人口の増加に着実に繋げて行くため、重点取組地区のオーバーユース（過剰利用）への対応を踏まえた施設改修等、外国人観光客の受入環境の充実を図る。

○山陰海岸ユネスコ世界ジオパークの推進

ユネスコ世界ジオパーク山陰海岸ジオパークにおいて、ロングトレイルやシーカヤック等ツーリズムの推進、国際化に向けた取組、その他様々なジオパーク活動への支援など山陰海岸ジオパークの魅力向上を図り、国内外からの誘客促進を図る。また、平成30年度のユネスコ世界ジオパーク再認定に向けて、地域住民の気運醸成を図る取組を推進する。

○特定鳥獣保護管理事業

人身被害や農林業被害発生など人との軋轢が問題となっている特定鳥獣のイノシシ・ニホンジカについて、被害対策として有害捕獲等を強化する一方で、絶滅の恐れのあるツキノワグマへの対応を含めた適正な固体管理を行うため、平成28年度に策定した「特定鳥獣保護管理計画」に基づく実行体制の整備及び科学的知見に基づく検証を行う。

○カワウ被害緊急対策事業

カワウによる淡水魚の捕食によって内水面の漁業被害が深刻化していることを踏まえ、主要河川（千代川、天神川、日野川）において、カワウの被害から守るべき重要区間を選定し、重点的に被害対策に取り組む。

○ラムサール条約湿地・中海の水質浄化対策とワイスユースの推進

鳥取県と島根県にまたがる中海は、平成17年11月に国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されており、条約趣旨である「自然環境の保全」と「賢明な利活用（ワイスユース）」を引き続き推進していくため、中海・宍道湖の魅力を国内外に発信するシンポジウムの開催やこどもラムサール交流事業、一斉清掃の実施、中国・四国ブロックサイクリング大会（中海バイク＆ラン）の開催支援など、水質浄化対策と併せて豊かな自然環境や恵みを次世代へ引き継ぐための各種事業を推進する。

V 【安全・安心】安全で安心してくらせる生活環境の実現

○原子力環境センター機能強化・運用事業

環境放射能モニタリングの拠点施設である原子力環境センターの機能強化として建屋の増設と新たな分析機器の整備等を進めるとともに、島根原子力発電所30km圏内の環境放射能の平常時モニタリングを行い、平時の放射能量や環境試料等の放射能レベルを把握する。

○河川、海域の水質保全

県内の河川・海域（海水浴場を含む）等を常時監視し、水質の維持・保全及び異常時の原因究明を図るとともに、法律に基づき、事業場等の立入検査を実施する。

VI 【景観・快適さ】美しい景観の保全ととっとりらしさを活かした街なみづくりの推進

○とっとりの美しい街なみづくり

とっとりの風土や暮らしに根ざした美しい街なみ景観保全を促進するため、街なみや景観の保全に係る国庫補助事業を市町村が実施する場合において、事業を促進する観点から、所有者が負担する民間住宅等の修景整備に係る費用の一部を助成する。

特に今年度は中部地震により被害を受けた町なみの早急な復旧を支援する。

改正 FIT 法の施行による固定価格買取制度の見直しについて

平成 29 年 4 月 21 日
環境立県推進課

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立を図るため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）の一部を改正する法律」が平成 29 年 4 月 1 日に施行されたので、それに伴う固定価格買取制度の見直しの概要を報告する。

1 背景

- FIT 法が平成 24 年 7 月に施行されて 5 年近くが経過し、再エネ導入量は飛躍的に増加した。
- 導入量は稼働までの期間が短く事業化が比較的容易な太陽光発電に偏っている。その認定量は全体の約 9 割を占めるが、未稼働案件も多い。
- 専門的な知識が不足した者の事業が原因で、安全性の確保や発電能力維持対策が不十分、防災・環境上の懸念等をめぐり地域住民との関係が悪化する等様々な問題が顕在化してきた。
- 国民負担が増大してきた。（平成 28 年度の買取費用は約 2.3 兆円、平均的な家庭で 675 円／月の負担）

2 新制度の内容

（1）調達価格の見直し

- ・ 太陽光 2,000kW 以上を対象に入札制度を導入。（第 1 回は H29 年 10 月予定、入札量 500,000kW）
- ・ 一部の区分（太陽光 10kW 以上、風力 20kW 未満）を除いて 3 年分の調達価格を設定。

＜調達価格（主なもの）＞ 1 kWh 当たり

種別	H28（参考）	H29	H30	H31
太陽光 10kW 未満	31 円	28 円	26 円	24 円
太陽光 10～2,000kW	24 円 + 税	21 円 + 税	今後決定	今後決定
風力 20kW 以上	22 円 + 税	21 円 + 税	20 円 + 税	19 円 + 税
バイオマス（一般木材等）20,000kW 以上	24 円 + 税	21 円 + 税	21 円 + 税	21 円 + 税

（注）買取期間は、太陽光 10kW 未満は 10 年間、その他は 20 年間

（2）「設備認定」から「事業計画認定」へ

- ・ 事業の適切な運営を確保するため、運転開始後の保守点検から終了後の撤去、関係法令の遵守等を含めた事業計画を事業者が作成し国が認定。
- ・ 電力会社の接続の同意が得られていること（接続契約の締結）を要件化。

（3）再エネ電気の買取を送配電事業者へ変更

- ・ 認定設備の再エネ電気は送配電事業者（電力会社の送配電部門）が買取。（従来は小売電気事業者が買取）

（4）その他

- ・ 平成 29 年 3 月 31 日までに電力会社の接続の同意が得られなかった案件は原則認定が失効する。
- ・ 平成 28 年度までに認定を受けた事業者は、平成 29 年 9 月 30 日までに事業計画を提出する。

3 本県の今後の対応方針（案）

- 太陽光発電の円滑な保守点検を図るため、県内事業者による支援体制を構築する。（国事業※を活用）
※「新エネルギー等の導入促進のための広報等事業（地方公共団体を中心とした地域の再生可能エネルギー推進事業（太陽光発電））」（経済産業省資源エネルギー庁）
- 調達価格の下落を見据え、自家消費の取組（太陽光発電と蓄電池等を組み合わせる等）を推進する。

平成28年度 第3回湖山池会議の開催概要について

平成29年4月21日
水・大気環境課
河川課

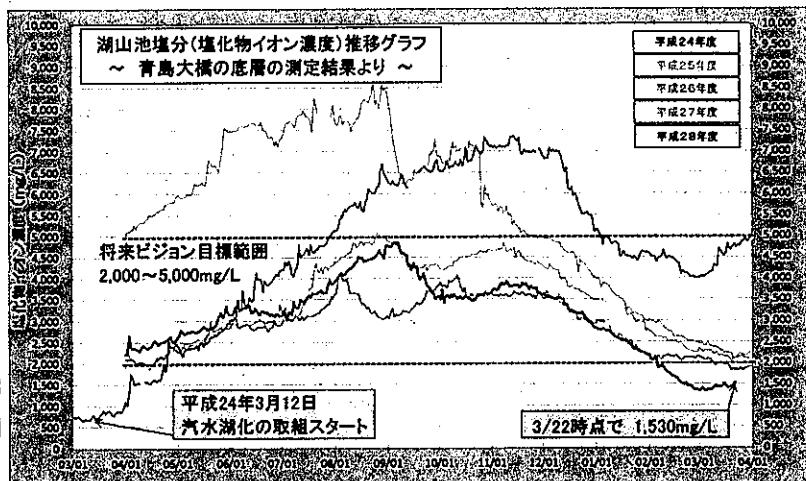
3月27日（月）に平成28年度3回目の湖山池会議を開催したので、その概要を報告する。

（出席者：県 野川統轄監ほか関係部長、鳥取市 羽場副市長ほか関係部長）

1 平成28年度の水質状況報告

平成28年度の塩分濃度等の水質状況について報告した。

塩分濃度	・平成26年度、27年度に引き続き、年間通じて将来ビジョンに定める2,000～5,000mg/Lの範囲で管理することができた。
水質指標	・近年3年間のCOD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りん値は改善傾向で推移し、平成28年度は汽水化後で最も良好な値となった。（CODは将来ビジョン計画目標値を達成） ・透明度は横ばいで推移しており、汽水化以前に繁茂していたアオコ等を抑制した効果は保たれているものと考えている。



2 平成29年度の水質管理方針

有識者で構成する環境モニタリング委員会の助言等を踏まえ、次の方針とすることを決定した。

塩分管理	○ 春季は、可能な限り低値で推移させる。 ○ 夏季は、溶存酸素の確保に最大限配慮しつつ、将来ビジョンに定める範囲での管理をめざす。
水門操作	○ これまでと同様、溶存酸素量を監視しながら、きめ細やかな水門操作を実施する。 ○ 塩分濃度が低く酸素濃度が高い表層部分の海水流入が可能なオーバーフロー構造へ改築中であり（平成29年5月末完成予定）、改築後は水質等の変化を注視し、効果検証等を行ながら、よりきめ細やかな操作を行う。
水質汚濁の原因分析	○ 水質汚濁等の原因究明に関する調査の結果分析を進める。 ・底質環境の全域調査による水質汚濁の原因究明 など

3 平成29年度の主な事業についての報告

県・市の関係部署の主要事業について、結果及び事業概要を報告した。

県・生活環境部 (水・大気環境課、衛生環境研究所)	・水質観測ほか各種環境モニタリングの実施 ・ビオトープの造成検討（環境モニタリング委員会と連携）
県・県土整備部 (河川課、鳥取県土整備事務所)	・湖山水門の部分改築状況（平成29年6月から運用開始予定） ・覆砂の試験施工と効果検証・ヘドロの浚渫（福井地区）
県・水産振興局 (水産課、栽培漁業センター)	・魚介類のモニタリングの実施 ・シジミ増殖策の検討（覆砂による漁場の拡大）
市・農林水産部（林務水産課）	・ウナギ、ワカサギの稚魚放流、産卵場整備
市・環境下水道部 (下水道企画課、生活環境課)	・周辺下水道の整備推進 ・住民との意見交換会 →主要な意見として観光・利活用の推進を求める声が目立った。 ・湖山池アダプトプログラム

原子力環境センターの設置について

平成29年4月21日
原子力環境センター

平成29年4月1日付けで、「原子力環境センター」を設置したので、その概要を報告する。

1 「原子力環境センター」の組織化

- 原子力防災機能を一層高める原子力環境センターの機能強化（施設の増設）が、今年度内に完成することを踏まえ、その運用を的確に実施するための体制を整備する。
- 生活環境部と危機管理局の共管として設置する。
→ 環境放射線モニタリングを行う専門部署として一体的に活動する。
- 平常時の環境放射線モニタリングを行うとともに、緊急時モニタリング実施計画等に基づき、モニタリング要員の統括なども含め、原子力災害発生時における迅速かつ的確な環境放射線モニタリングを実施する。

2 設置式

(1) 開催日時・場所

平成29年4月4日（火）午後0時30分から40分
原子力環境センター（湯梨浜町南谷526-1）



(2) 出席者

知事、生活環境部長・次長、危機管理局長、原子力安全対策監
原子力環境センター職員

(3) 設置式次第

- ①開会 ②知事訓示 ③職員による抱負 ④閉会

3 体制

・所長	1名	（衛生環境研究所長が兼務）
・副所長	1名	（原子力安全対策課長が兼務）
・職員	11名	（衛生環境研究所 10名（非常勤職員2名含む）、原子力安全対策課 1名が兼務）
合計		13名

4 整備の現状及び機能強化予定

(1) 現状

H28.1 平常時の放射線や放射性物質の測定体制を整備し、原子力災害時の防護措置の判断に必要となるモニタリング機能を備えた施設を設置した。

【主な機能】空間線量率や積算線量の監視、水・土壤等のヨウ素、セシウム等の濃度測定 等

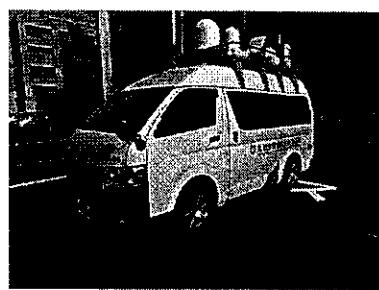
(2) 機能強化予定

H29.11末 分析能力の強化（分析項目の追加、処理能力の増大、分析精度向上のための汚染防止機能の整備等）により、原子力災害時における放射能汚染や被ばく評価機能を強化するため、施設を増設する。

【主な機能】ストロンチウムの測定、高濃度の環境試料（水、土壤等）専用の前処理室、外部従事者の汚染検査及び除染 等

※概算事業費：5億円程度（放射線監視等交付金（国10/10）を活用）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施設計	→		
建築工事		→	
機器整備			→



5 その他

設置式に際しては、平成28年度に更新した新モニタリング車の展示を行った。

「国立公園満喫プロジェクト」の確実な実行に向けた国への要望の結果等について

平成29年4月21日
緑豊かな自然課

国の「国立公園満喫プロジェクト」のモデル地域に選定された大山隠岐国立公園の受入れ環境整備について、平成29年度の環境省の内示は計画事業費に対して約4割の配分であったため、必要な予算の確保等について、4月14日に知事による要望活動を行った。

1 要望内容

- 平成28年12月に取りまとめられた「大山隠岐国立公園満喫プロジェクト・ステップアッププログラム」の確実な実行に向け、予算の総額確保及び地方公共団体が行う整備への重点配分を行うこと。
- 特に平成29年度は、平成30年に全県挙げて開催する「大山開山1300年祭」に向けて外国人観光客等の受入れ環境整備を行う重要な年度であるため、予算の重点配分を行うこと。

2 結果概要

【環境省 関 芳弘 副大臣】

- 鳥取県は熱心に行っていると聞いている。

- 全国でやる気のある所に予算を配分している。全国トップで知事にお越しいただき、やる気を見せていただいた。大山には優先的に行いたい。

<参考>

大山隠岐国立公園満喫プロジェクト5カ年事業費(県・町事業主体分)と配分率

(単位:百万円)

区分	H28	H29	H30	H31	H32	5カ年計
事業費	232	693	248	778	484	2,435
国費	116	343	124	389	242	1,214
内示額	106	141				
配分率	91.4%	41.1%				

※平成30年の大山開山1300年祭開催を目指し、平成29年度は大山寺周辺へ集中投資を行う計画としている。

※大山開山1300年祭以降の平成31～32年度は山岳地帯に存する避難小屋・登山道等の施設整備へシフト。

【参考】平成29年度の要望額及び内示額の内訳

(単位:千円)

区分	事業種別	整備箇所	H29要求事業費	H29国費所要額	内示額	配分率
国立公園内	園地事業	寂静山、中門院谷、三徳山	30,500	15,250	130,800	
	公衆便所事業	大山寺参道横、大神山神社、博労座第3P、楨原駐車場、鍵掛峠、太平原、南光河原、博労座立体P	213,670	106,835		
	自然歩道事業	川床、一向平～大山滝	36,400	18,200		
	駐車場事業	博労座	170,000	85,000		
	登山道事業	夏山登山道	14,900	7,450		
	博物展示施設事業	大山自然歴史館	135,000	67,500		
	避難小屋事業	大山頂上、六合目、駒鳥	14,900	7,450		
国立公園外(自然歩道)	計		615,370	307,685	130,800	42.5%
	自然歩道事業	美保湾展望P、大山～三朝、三朝～三徳山、三徳山駐車場、三徳山公衆便所	78,000	35,100	10,170	29.0%
	合計		693,370	342,785	140,970	41.1%

3 その他

国立公園満喫プロジェクトに関連する事業の円滑な実施のため、平成29年4月に西部総合事務所生活環境局生活安全課に参事を配置し、体制の強化を図っている。

また、西部総合事務所大山振興室についても、4月1日から米子市・大山町から職員2名の派遣を受け、更に県職員2名の増員も行き、推進体制の大軒な強化を図っている。

「鳥取県カワウ被害対策指針」の制定について

平成29年4月21日
緑豊かな自然課
生産振興課
水産課

この度、カワウによる漁業被害の軽減を目的とした「鳥取県カワウ被害対策指針」を制定しました。本指針に基づき以下のとおり対策を実施します。

1. 指針の概要

(1) 対策

対策	実施内容	実施体制
生息数・被害状況の把握	○モニタリング ①営巣地等での生息数の調査 ②河川への飛来数の調査（3河川流域）	毎年、継続的に実施 ①県が実施 ②県及び漁協が実施
個体群管理	○捕獲等によるカワウの個体数の抑制	市町村又は漁協（営巣地での対策は専門家の助言を聞きながら県が実施）
	○新規営巣地の抑制（定期的な見回り等） ※隣県の最大の営巣地である中海では、環境省を中心に、島根県、関係市町村及び地元関係者等と対策を進める	県及び漁協が実施 ※隣県の最大の営巣地である中海では、環境省を中心に、島根県、関係市町村及び地元関係者等と対策を進める
被害防除対策	○河川からのカワウの追払い・飛来防除等	漁協等が実施 ※県又は市町村がその取組を支援
魚類等の生息しやすい河川環境の整備	○河川環境の整備等 ①魚の隠れ場所、産卵場等の整備 ②魚類等の遡上阻害箇所（堰堤、魚道等）の改善	①漁協が実施 ②県、漁協、河川管理者、専門家及び地域住民等の関係者で協議して整備等を実施

(2) 実施期間：平成29年度～31年度

2. 平成29年度の県の主な取組

○個体数の抑制（大規模コロニーでの科学的知見に基づく効果的な捕獲の実施）

専門家の助言を聞きながら実施計画を作成し、湖山池つづらおコロニーで5～6月頃に実施する。

○ねぐら、コロニーでの生息数の調査

県内のねぐら、コロニーにおける生息個体数を季節ごとに調査する。

○3河川への飛来数の調査

アユの遡上期である春から産卵期の秋にかけて、3河川に飛来する個体数を調査する。

○効果検証のための胃内容物調査

3河川流域で捕獲したカワウの胃内容物を調査し、捕食されている魚類等の同定等を行う。

○漁協が実施する追払い対策への支援

年間を通して漁協が実施する、河川に飛来するカワウの追い払いや着水防除等の取組に係る経費を補助事業により支援する。

3. 関係者との連携

○3河川ごとの検討会を設置し、情報共有と対策の協議を行う（カワウ対策、河川環境の整備等）

○環境省や他県等と連携した中海での対策の検討

環境省を中心に、島根県、関係市町村及び地元関係者等と対策に関する協議や地元関係者との調整等を行う予定である。また、中海での「カワウ管理指針」を環境省が今年度中に策定する予定である。

《指針策定に係る経緯》

〈平成21年7月～平成27年3月〉鳥取県鳥獣被害対策連絡会議カワウ対策部会において、内水面漁連、獵友会、県等でカワウ対策の方向性を協議した。

〈平成28年1月〉内水面漁協、獵友会、県・市町村、有識者等で漁業被害対策に係る意見交換を実施した。

〈平成28年7月、平成29年1月〉鳥取県カワウ被害対策検討会で「対策指針」の内容について協議した。

〈平成29年2月24日～3月13日〉「対策指針」についてパブリックコメントを実施した。

参考：パブリックコメント結果（件数：5件）

〈主な意見〉

- ・「カワウ対策だけでなく、魚類等のすみよい河川環境を整備し、維持・管理していくべきだ。」
- ・「カワウ対策の効果検証もしっかりと行っていくべきだ。」

「岩美ジオフィールド」の機能拡充について

平成29年4月21日
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館
観光戦略課

平成28年度から「鳥取県立山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」と隣接する「岩美町立渚交流館」のエリアを「岩美ジオフィールド」と称し、山陰海岸ジオパークの振興を図っている。

この度、エリア一帯の集客を更に促進するための機能拡充を行ったので、その概要を報告する。

1 山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館 新作3D映像『大地と人の物語』上映開始

山陰海岸ジオパークの魅力を発信し、ジオパークに対する理解と教育普及活動を促進するため、当館の目玉である3D映像の新作を制作した。

(1) 公開

平成29年4月1日(土)～

(2) 内容

鳴り砂、滝、湧き水など山陰海岸ジオパークで聞こえる音に着目した。また、大地に育まれた水を利用して行われる「因州和紙づくり」「清酒づくり」など長年にわたり地域に根付いた人々の暮らしや文化に焦点を当てた。

2 岩美町立渚交流館「更衣・研修棟」供用開始

シーカヤックなど増加する海のアクティビティ活動者の受入れ体制を整えるため、岩美町立渚交流館に「更衣・研修棟」を増築した。(県は整備費の一部を支援)

(1) 供用開始

平成29年4月26日(水)～

*4月22日(土)に開催する「岩美ジオフィールド祭り」で一般公開。

(2) 機能

<1階> 更衣室、シャワー室、トイレ、砂落とし場(足・ウェア洗い場付き)、乾燥室

<2階> 研修室(ガイド研修、体験学習講座等で活用)



3 「岩美ジオフィールド祭り」の開催

新作3D映像及び岩美町立渚交流館「更衣・研修棟」の完成披露と今後の『岩美ジオフィールド』への更なる集客促進を図るために、岩美町等と連携し集客イベントを実施する。

(1) 日時

平成29年4月22日(土)午前9時30分～午後2時

(2) 場所

岩美町立渚交流館(岩美町牧谷690-20)

*山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館での新作3D映像の放映を案内し、お客様の誘導を図る。

(3) 内容

- ①オープニング 岩美町立渚交流館「更衣・研修棟」完成記念・披露、岩美龍神太鼓生演舞、山陰海岸ジオバンド生演奏
- ②イベント カヤック体験、カヤックレスキューゲーム、ジオパーク体験(砂絵、万華鏡づくり等)
- ③飲食ブース 出店: BeachCafe&Outdoor ALOHA、どんづまりハウス、ニジノキ、のぐる

(4) 主催

岩美ジオフィールド祭り実行委員会

4 参考(ジオパークエリアにおけるアクティビティ(自然体験活動)年間参加者数)

年度	H24	H25	H26	H27	H28
人数	1,396人	1,899人	2,525人	4,015人	4,123人

*「鳥取県元気づくり総合戦略」に定める目標(KPI): 5,000人(H31年度)

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）」素案に係るパブリックコメントの実施について

平成29年4月21日

くらしの安心推進課

本県の犯罪のないまちづくりを推進するための施策等をとりまとめた「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）の第4期計画を策定するにあたり、広く県民の意見を求めるため、パブリックコメントを実施しているところであり、その概要を報告する。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間 平成29年4月13日（木）から5月1日（月）まで
(2) 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子メール又は県庁県民課、総合事務所等設置の意見箱

2 第4期計画案の概要

- (1) 計画の期間 平成29年度から平成31年度までの3年間
(2) 計画の目標及び基本方針等

○基本目標

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現すること。

○達成指標

刑法犯認知件数 3千件以下の定着

○第3期計画期間中の成果と課題

- ・第3期計画期間（平成26～28年度）中、犯罪のないまちづくりへの取組を一層推進するため、昨年10月に「犯罪のないまちづくり推進条例」を一部改正し、防犯環境整備に関する事業者の協力事項及び防犯カメラを設置・運用する場合の人権配慮事項を追加して規定した。また、同年11月に、条例を根拠として「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定した。
- ・第3期計画期間では、①無施錠による窃盗被害の割合が高い（76.2%）、②平成28年万引き件数が前年比で増加している（+45件）、③平成28年特殊詐欺被害者のうち、65歳以上が6割を占めている等の課題があった。

○基本方針及び主な施策

- ・4つの「基本方針」は第3期計画から継続しつつ、障がい者の安全確保を追記する。
- ・第4期計画では、第3期計画の課題を踏まえ、「万引き防止対策の推進」や「特殊詐欺被害防止対策の推進」、「防犯カメラの適正な設置・運用」など新たな課題に対応する個別の施策等を新たに推進施策として盛り込む。

※ゴシック体は新規項目

<基本方針1> 自主防犯活動の促進		<基本方針2> 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保	
施	①県民の意識啓発 最重要施策「鍵かけ運動の推進」、「万引き防止対策の推進」 ②地域安全情報の提供 ③地域防犯活動の促進	施	①学校・通学路等での安全確保 ②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり ③子どもの安全教育 ④特殊詐欺被害防止対策の推進 ⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保
<基本方針3> 防犯環境整備の促進		<基本方針4> 犯罪被害者等の支援	
施	①防犯住宅の普及・促進等 ②道路・公園・駐車場等における防犯措置 ③防犯カメラの適正な設置・運用 ④深夜小売業等の防犯措置 ⑤空家の防犯措置 ⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及	施	①相談体制の充実 ②被害者支援の啓発 ③民間支援団体の活動の支援 ④関係機関の連携 ⑤性暴力被害者への支援

3 今後の予定

- 5月上旬 パブリックコメントの意見を反映した最終案の作成
〃 中旬 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会へ諮問
〃 下旬 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）策定

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第4期）素案

副題：～みんなでつくる 誰もが安心して暮らせる 鳥取県～

<概要>

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、本県の防犯施策を総合的に推進する「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」といいます。）の第4期計画を策定するにあたり、広く県民の皆さんに意見を求めるものです。

I 計画の期間 平成29年度から平成31年度までの3年間

II 計画の目標及び基本方針等

- 1 基本目標 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。
- 2 達成指標 刑法犯認知件数 3千件以下の定着
- 3 基本方針及び主な施策
 - ・障がい者の安全確保を追記しつつ、4つの基本方針は第3期計画から継続します。
 - ・第4期計画では、第3期計画の課題を踏まえ、新たに最重点施策として「万引き防止対策の推進」や、特殊詐欺被害防止対策の推進、防犯カメラの適正な設置・運用など新たな課題に対応する個別の施策等を盛り込んで改定します。

＜施策の体系＞

【全体目標】

犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

【基本方針】

(1) 自主防犯活動の促進

県民一人ひとりの自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の連帯感が高まり、住民がお互いに支え合う良好な社会環境の形成を図ります。

(2) 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

子ども、高齢者、女性、障がい者等の犯罪被害防止の取組を進め、地域全体で見守る活動を推進するとともに、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を行います。

(3) 防犯環境整備の促進

施設等を防犯に配慮したものとするため、施設ごとに整備指針を作成・普及し、こうした整備を促進するために必要な情報提供、助言等を行います。

(4) 犯罪被害者等の支援

被害者支援に対する県民の理解を促進するとともに、民間支援団体の活動の充実を図り、被害者等のニーズに応じた支援を行います。

【施 策】

①県民の意識啓発
最重点施策：「鍵かけ運動の推進」、「万引き防止対策の推進」（新規）

②地域安全情報の提供

③地域防犯活動の促進

①学校・通学路等での安全確保

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

③子どもの安全教育

④特殊詐欺被害防止対策の推進（新規）

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

①防犯住宅の普及・促進等

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

③防犯カメラの適正な設置・運用（新規）

④深夜小売業等の防犯措置

⑤空家の防犯措置

⑥防犯に配慮した自動車・自販機等の普及

①相談体制の充実

②被害者支援の啓発

③民間支援団体の活動の支援

④関係機関の連携

⑤性暴力被害者への支援

※ゴシック体は新規項目

(1) 自主防犯活動の促進

① 県民の意識啓発

《基本的な考え方》

県民の自主防犯意識の醸成を図るため、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報・啓発を充実します。

平成28年の刑法犯認知件数の78.3%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のままで被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を最重点施策として実施します。

また、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、『万引き防止対策の推進』も最重点施策として実施します。

<具体的施策>

- 【最重点施策】鍵かけ運動の推進（ロックの日（6月9日）、盜難防止の日（10月7日）などの街頭キャンペーン）
- 【最重点施策】万引き防止対策の推進
- 鳥取県地域安全フォーラムの開催
- 防犯講習会の開催、出前防犯講座の実施
- 県民への消費生活情報の提供等
- 農機具等の盜難防止の啓発

② 地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

<具体的施策>

- ホームページやあんしんトリピーメール等による情報提供（振り込め詐欺情報、不審者情報等）
- “生活安全ニュース”や“ミニ広報紙”などによるコミュニティ情報の提供

③ 地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るため、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

<具体的施策>

- 防犯リーダー研修会等の開催
- 防犯パトロール活動の促進
- NPO活動等の促進
- 廃棄物不法投棄防止対策の実施

(2) 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

① 学校・通学路等での安全確保

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るために防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動等の充実を図ります。

<具体的施策>

- スクールガードリーダーによる学校等への指導、学校安全ボランティア等を活用した見守りの推進
- 学校における安全教育・安全管理の充実
- 子どもの安全・安心な居場所の確保
- 危機管理マニュアルの見直し・更新

②子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

《基本的な考え方》

本県の児童相談所における児童虐待の対応件数は近年、横這い傾向にあるものの、全国的には依然として增加傾向が続き、虐待死事件も後を絶たない状況において、虐待の発生予防、早期発見、早期対応の体制を継続します。

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

<具体的施策>

- 児童虐待の未然防止及び通報の促進
- 薬物乱用防止教室・非行防止教室等の開催
- ケータイ・インターネットに関する教育啓発の推進
- 家庭教育支援の推進
- 少年の規範意識の向上等の推進

③子どもの安全教育

《基本的な考え方》

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域・通学路安全マップ」の作成や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実に努めます。

<具体的施策>

- いじめ問題等への取組の推進
- こどもいじめ人権相談窓口の設置
- 不登校の子どもへの登校支援、居場所の提供
- 不審者対応訓練等の子ども安全教室の開催
- 地域・通学路安全マップの作成の促進

④特殊詐欺被害防止対策の推進

《基本的な考え方》

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害が後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。このため、地域全体で特殊詐欺を撲滅するための見守り活動や広報啓発活動等を強化します。

<具体的施策>

- 特殊詐欺被害防止対策の強化
- 高齢者等の見守り活動の推進
- 高齢者、障がい者等の居場所づくり（鳥取ふれあい共生ホームの取組支援）
- 特殊詐欺被害防止のための情報提供

⑤高齢者・女性・障がい者等の安全確保

《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者等が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。

<具体的施策>

- 高齢者世帯の巡回連絡

○高齢者の虐待防止、権利擁護

○障がいの理解の普及（あいサポーター研修）、障がい者の虐待防止、権利擁護

○認知症等による行方不明者の早期発見

○DV被害の防止

○女性に対する防犯講習

（3）防犯環境整備の促進

①防犯住宅の普及・促進等

《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及に努めます。

<具体的施策>

○住宅等の防犯指針の普及啓発

○優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定

○住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進

②道路・公園・駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、こうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」形成などの防犯環境の形成や、事業者に対して防犯カメラ設置などの地域における防犯環境整備への協力などの啓発に努めます。

<具体的施策>

○公園等の防犯指針の普及啓発

○防犯指針に則した公園・道路等の整備

○事業者に対する地域における防犯環境整備への協力の啓発

○安全・安心な商店街等の整備

③防犯カメラの適正な設置・運用

《基本的な考え方》

犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、防犯カメラの設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ります。

<具体的施策>

○防犯カメラの設置・運用指針の普及啓発

④深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の風俗環境浄化に努めます。

<具体的施策>

○深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発

○事業所の防犯対策の推進

⑤空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

<具体的施策>

- 空き家等の実態確認
- 空家等のパトロール

⑥防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪が多発していることから、それらについて盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及に努めています。

<具体的施策>

- 自動車等の防犯装置の普及啓発
- 自転車防犯登録制度の普及

(4) 犯罪被害者等の支援

①相談体制の充実

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する適切な情報提供等を行う相談窓口を設置し、具体的な相談を受けるとともに、関係機関・民間団体との調整等を行います。

<具体的施策>

- 相談窓口の設置
- 精神的被害の軽減・回復のための体制の整備
- ボランティア支援員の養成

②被害者支援の啓発

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するため、広報啓発活動を実施します。

<具体的施策>

- 被害者支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用した広報
- 命の大切さを学ぶ教室の実施

③民間支援団体の活動の支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援する民間団体が十分に活動できるよう、必要な支援を行います。

<具体的施策>

- とっとり被害者支援センターの活動の支援

④関係機関の連携

《基本的な考え方》

犯罪被害者等を支援するための体制を整備し、関係機関、民間支援団体等との連携を図ります。

<具体的施策>

- 民間支援団体等との連携
- 犯罪被害者等の緊急避難場所の確保

⑤性暴力被害者への支援

《基本的な考え方》

性暴力被害者の方が安心して相談できる体制を確立するため、関係機関・団体等により組織される性暴力被害者支援協議会の活動を支援します。

<具体的施策>

- 性暴力被害者支援の広報・啓発
- 性暴力被害者支援協議会に対する支援

「鳥取県住生活基本計画」の改定について

平成29年4月21日
住まいまちづくり課

国土交通大臣からの同意を得て「鳥取県住生活基本計画」を改定したので、その概要を報告する。

1 改定の目的・基本方針

住生活基本法第17条の規定に基づき平成18年度（平成19年3月）に策定し、平成23年度に改定した「鳥取県住生活基本計画」について、平成28年3月に改定された「住生活基本計画（全国計画）」を踏まえ、改めて改定を行った。

本改定では、人口減少、少子高齢化等、前回策定時からの社会情勢の変化、それに伴う国の住宅施策の方向性及び多様化する居住ニーズを踏まえ、本県の住生活のあり方、必要な施策等について見直しを行った。

2 計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間（概ね5年毎に見直し）

3 現状の問題点と新たな基本目標

【現状の問題点】

- ・人口減少と少子高齢化による単身高齢者世帯の増加
- ・障がい者の暮らしやすい住宅の不足、子育て世帯のニーズに応じた住宅規模のミスマッチ
- ・充足している住宅ストックと今後の世帯数減少局面による空き家の増加
- ・若者不在による地域コミュニティ衰退
- ・住宅の耐震化の促進と災害時の緊急対応と復興支援

【計画見直し後の新たな基本目標】

豊かな住生活を目指して～鳥取らしく住もう～

〈基本目標1〉 誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保	(1) 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 (2) 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理
〈基本目標2〉 住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成	(3) 環境に配慮した住まいづくりの推進 (4) 良質で安全な住宅供給
〈基本目標3〉 既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新	(5) 住宅ストックの適切な維持管理・改修等による価値の維持・向上 (6) 賃貸・中古住宅流通市場の活性化
〈基本目標4〉 地域資源の活用・掘り起しによる地域の価値の向上	(7) 豊かな住生活を支えるコミュニティの形成に向けた取組 (8) 美しい街並み・良好な景観の形成
〈基本目標5〉 災害や犯罪に強い安心してくらせる地域の実現	(9) 持続可能な居住環境の実現 (10) 安心して暮らせる住環境の形成

4 パブリックコメントの実施とその結果

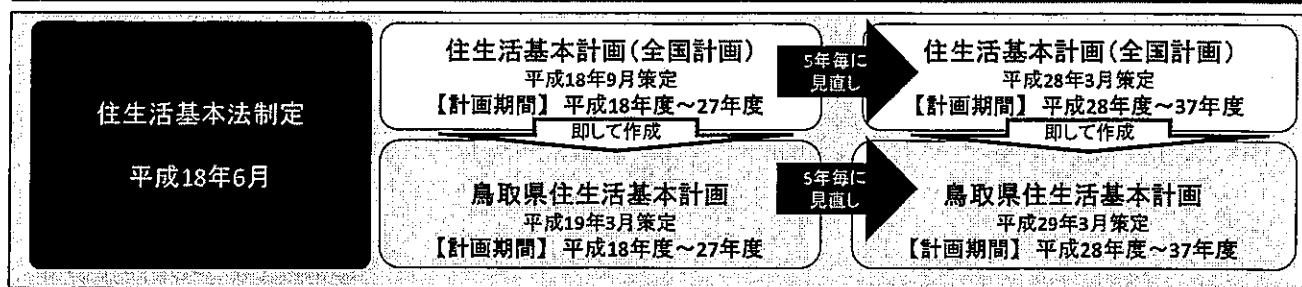
県民の皆様から広く意見を聞くためパブリックコメントを実施した結果。

- ・募集期間：平成28年9月16日（金）から平成28年10月3日（月）まで
- ・実施結果：1件の参考意見あり（意見の内容：米子駅南北一体化に係る要望）

5 計画策定までの経緯

時 期	内 容
平成27年7月～平成28年11月	検討委員会（第1回～第7回）開催
平成28年9月15日	常任委員会報告
平成28年9月～10月	パブリックコメントの実施（9/16～10/3）
平成28年12月	地域住宅協議会で意見聴取
平成29年2月	国土交通大臣へ本協議・同意
平成29年3月	計画策定、公表

新たな鳥取県住生活基本計画



現状と今後10年の課題

(1) 人口減少と少子高齢化

・本県では国の推計による急速で大幅な人口減に歯止めをかけるべく「鳥取県元気づくり総合戦略」に基づく施策を進めているが、少子高齢化による人口減少は今後も進展すると見込まれる。

(2) 充足している住宅ストックと今後の世帯数減少局面による空き家の増加【既存住宅ストックの有効活用】

・平成25年の1世帯当たりの住宅数 1.17戸/世帯
・平成25年の空き家は、3.6万戸(持ち家:2.3万戸、民間賃貸住宅:1.3万戸)

(3) 住宅確保要配慮者の住宅の確保

・単身高齢者世帯の増加、障がい者の暮らしやすい住宅の不足、子育て世帯のニーズに応じた住宅規模のミスマッチ

(4) 居住水準の向上に係る現状と課題

・省エネ住宅・県産材活用住宅の促進
・中山間地・中心市街地を中心に深刻な問題となっている人口減少・高齢化・若者不在と地域コミュニティ衰退
・美しい街なみの整備、良好な景観の形成のための市町村主導の景観行政の課題

(5) 安全で安心な住まいづくり

・住宅の耐震化の促進(平成27年度78%)、災害時の緊急対応と復興支援

【新計画の目標】豊かな住生活を目指して、鳥取らしく住もうために、5つの基本目標を設定

- ①誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保
- ②住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成
- ③既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新
- ④地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上
- ⑤災害や犯罪に強い安心して暮らせる地域の実現

5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

基本目標1

誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保

【施策展開の方向と具体的な施策】

1 住宅確保要配慮者の住居の安定の確保

(1) 重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築

- ①地域包括ケアシステム等福祉施策と連携した住宅セーフティネットの構築
- ②戸建住宅・民間賃貸住宅を活用したグループホームの設置促進
- ③サービス付き高齢者向け住宅の供給促進
- ④空き家住宅の住み替え促進

- ⑤住宅確保要配慮者の状況に応じた入居支援策の検討
- ⑥国の新たな住宅セーフティネット制度の活用の検討

(2) 周辺環境を含む住宅・建築物のバリアフリー化の推進

- ①民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進
- ②地域の実情に応じたバリアフリー化施策の実施
- ③福祉施策の実施状況を考慮したバリアフリー化の推進
- ④国の施策の実施状況を考慮した住宅供給施策

(3) 居住支援協議会活動の充実

- ①重層的な住宅セーフティネットの構築
- ②あんしん賃貸支援事業による民間賃貸住宅への円滑な入居支援
- ③住宅確保要配慮者の住宅確保のための課題の検討

(4) 多様な居住ニーズへの対応

- ①多様な居住ニーズに対応する住宅の供給
- ②戸建住宅のグループホーム等への活用(再掲)
- ③空き家住宅の住み替え促進(再掲)
- ④子育て世帯への住宅建設支援
- ⑤国の施策の実施状況を考慮した住宅供給施策(再掲)

2 公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理

(1) 住宅困窮度の高い世帯への公平かつニーズに応じた供給

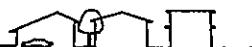
- ①住宅セーフティネットとしての役割
- ②優先入居制度の市町村への拡充
- ③世帯の状況に応じた住み替えの円滑化
- ④公営住宅を活用したグループホームの設置促進の検討
- ⑤公営住宅のバリアフリー化の推進
- ⑥公営住宅の保証人免除制度の検討

(2) 人口減少・高齢社会に対応する公営住宅の適切なストック管理

- ①人口減少社会に対応する公営住宅のストック管理
- ②公営住宅の長寿命化
- ③団地のコミュニティの維持
- ④民間事業者を活用した公営住宅整備
- ⑤民間賃貸住宅の空き家を活用した公営住宅
- ⑥公営住宅のモデル的整備の検討

(3) 県と市町村の協働・連携による効率的な公営住宅の供給・管理

- ①公営住宅の供給・管理体制の推進
- ②地域住宅協議会活動の強化



5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

基本目標2 住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成	基本目標3 既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新
<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p>3 環境に配慮した住まいづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 県産材を活用した木造住宅の普及 <ul style="list-style-type: none"> ①県産材を活用した木造住宅への助成 ②県産材を活用した住宅の普及・啓発 (2) 木造住宅に関する設計・施工の技術力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○木造住宅に関する技術力の向上への支援 (3) 住宅の省エネ対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①リフォームによる省エネ性能の向上促進 ②CASBEEとつとり^(注1)「戸建」の活用推進 ③住宅性能表示の普及促進 ④長期優良住宅の普及促進 ⑤再生可能エネルギーによるエネルギー自給率の向上 ⑥省エネに関する技術力向上への支援 <p>4 良質で安全な住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 木造住宅に関する伝統技術の継承 <ul style="list-style-type: none"> ①木造住宅生産者団体の活動支援 ②伝統建築技能者団体の活動支援 ③とつとり匠の技活用リモデル事業の推進 (2) 住宅の耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の耐震化に係る施策等の普及啓発 ②低コスト耐震改修工法の普及啓発 (3) 品質の高い住宅の供給 <ul style="list-style-type: none"> ①木造住宅の技術力向上に向けた技術講習会の開催 ②住宅性能表示の普及促進(再掲) ③長期優良住宅の普及促進(再掲) ④安全な住宅・住まい方の普及啓発 	<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p>5 住宅ストックの適切な維持管理・改修等による価値の維持・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) リフォーム・リノベーションによる住宅の価値の向上 <ul style="list-style-type: none"> ①多様な居住ニーズに対応する住宅の供給(再掲) ②民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進(再掲) ③既存住宅の長期優良住宅化の推進 (2) 空き家住宅の有効利用の促進と管理の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ①市街地の空き家・空き店舗等を活用したまちなか居住の推進 ②中山間地の空き家活用 ③住宅リフォーム事業者登録制度の創設 ④お試し住宅等の整備に係る支援 ⑤国の新たな住宅セーフティネット制度の活用の検討(再掲) (3) 住宅の適切な維持管理の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅履歴情報サービスの活用促進 ②住宅リフォーム瑕疵保険の普及 <p>6 賃貸・中古住宅流通市場の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既存住宅ストックの流通促進 <ul style="list-style-type: none"> ①中古住宅を安心して選択できる仕組みの普及 ②住宅リフォーム事業者登録制度の創設(再掲) (2) 戸建て住宅に関する評価手法の改善とその市場への定着 <ul style="list-style-type: none"> ①戸建て住宅に係る評価手法の適正化 ②戸建て住宅の評価に係る技術者の養成 (3) 空き家の利活用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ①空き家住宅の住み替え促進(再掲) ②空き家バンクの活用による移住・二地域居住の推進 ③定期借家制度等の賃貸借形態を活用した既存住宅の活用促進 (4) 賃貸住宅に関する情報提供の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○空き家バンクの活用による賃貸住宅の情報提供(再掲)

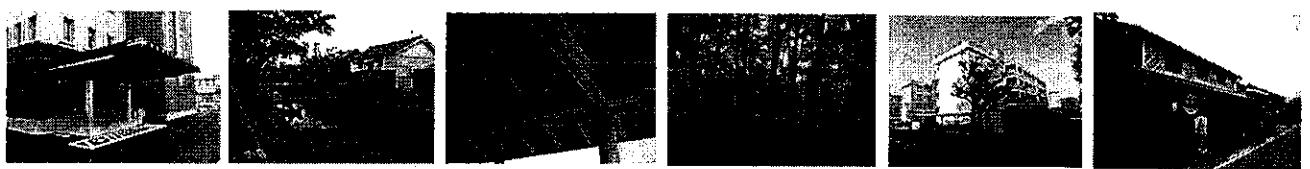
5つの基本目標と施策体系及び具体的な施策

基本目標4 地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上	基本目標5 災害や犯罪に強い、安心して暮らせる地域の実現
<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p>7 豊かな住生活を支えるコミュニティの形成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域における居住者のコミュニティ形成に係る意識の醸成 <ul style="list-style-type: none"> ①リノベーションの手法を用いた地域価値の向上 ②住民主導による住宅地の魅力向上 (2) 新たなコミュニティ形成のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ①「小さな拠点」の整備 ②鳥取に住むことのメリットに関する情報発信 <p>8 美しい街みなみ・良好な景観の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 良好的な都市景観の形成と都市・地域の記憶・歴史の継承 <ul style="list-style-type: none"> ①景観形成制度の継続実施 ②住民参画で進める景観形成 ③とつとりの美しい街みなみづくり事業の継続実施 (2) 市町村・まちづくり活動団体による良好な景観形成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①景観まちづくり活動団体の登録促進 ②地域の実情に応じた景観形成の推進 (3) 伝統的民家の維持保全・活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ①リノベーションの観点での伝統的民家の活用 ②伝統建築技能者団体の活動支援(再掲) ③民間団体等と連携した伝統的民家の活用推進 <p>注)CASBEEとつとり: 鳥取県建築物環境総合性能評価システムのこと。 CASBEEとは、建築物が地球環境・周辺環境にいかに配慮しているか、ランニングコストに無駄が無いか、利用者にとって快適か、等の性能を客観的に評価・表示するもの。</p>	<p>【施策展開の方向と具体的な施策】</p> <p>9 持続可能な居住環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の耐震化促進と地震に関する情報提供や相談体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県震災対策アクションプランの見直し ②被害予測システムの構築 ③住宅の耐震化に関する相談体制の整備 ④地震リスク情報の提供 ⑤住宅の耐震化に係る施策等の普及啓発(再掲) (2) 土砂災害・津波による被害の発生防止 <ul style="list-style-type: none"> ①被害発生の予防事業の計画的実施 ②土砂災害危険箇所におけるソフト対策の推進 ③津波避難施設整備の促進 (3) 災害時の緊急対応と復興支援 <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県被災者住宅再建支援制度の継続実施 ②木造応急仮設住宅供給体制の構築 ③被災建築物応急危険度判定士・判定コーディネーターの養成・訓練 <p>10 安心して暮らせる住環境の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険空き家の除却と空閑地の有効活用 <ul style="list-style-type: none"> ①鳥取県空き家対策協議会の取組推進 ②鳥取県空き家対策支援事業の推進 (2) 犯罪に強い住まいの普及・地域の防犯力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ①建築関係団体、不動産関係団体に対する普及啓発 ②防犯リーダーの人材育成 ③防犯性能建物部品の活用の推進 ④防犯リフォームの情報提供



成 果 指 標 一 覧

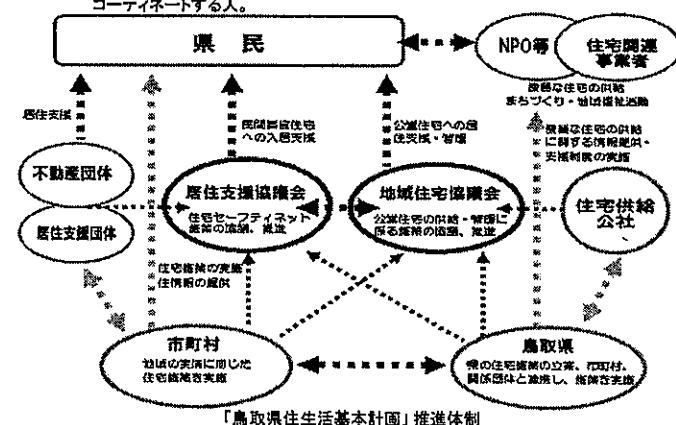
基本目標1 誰もが安心して豊かに暮らせる住まいの確保		基本目標2 住まい方や地域の状況に応じた住宅ストックの形成	
(1)住宅確保要配慮者の居住の安定の確保 (2)公営住宅の公平かつニーズに応じた供給と適切なストック管理		(3)環境に配慮した住まいづくりの推進 (4)良質で安全な住宅の供給	
<成果指標>	<現状値→目標値(H37)>	<成果指標>	<現状値→目標値(H37)>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者人口に対する高齢者向け住まいの割合 ・子育て世帯の誘導居住面積水準達成率 ・高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合 ・高齢者の居住する住宅のバリアフリー化率(高齢度のバリアフリー化の割合) ・共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす、ベビーカーで通行可能な住宅ストックの割合 ・あんしん賃貸住宅の登録戸数 ・公営住宅等の供給率 ・生活支援施設を併設した公営住宅の団地数 ・県と4市での車いす専用住戸の供給戸数 	<ul style="list-style-type: none"> ・2.7% → 5.0% ・50.2% → 66.0% ・94.4% → 100% ・9.8% → 26.0% ・7.2% → 28.0% ・1,179戸 → 1,700戸 ・94.1% → 118.0% ・(供給戸数:3,021戸→4,958戸) ・8か所 → 12か所 ・134戸 → 180戸 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材を活用した木造住宅着工割合 ・住宅性能表示の実施率 ・新築住宅における長期優良住宅の割合 ・新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 ・住宅の利活用期間 	<ul style="list-style-type: none"> ・42.6% → 50.0% ・11.0% → 26.0% ・10.7% → 22.0% ・78.2% → 89.0% ・33.5年 → 41年



成 果 指 標 一 覧

基本目標3 既存住宅ストックを活用した良質で魅力ある住環境への更新		基本目標5 災害や犯罪に強い、安心して暮らせる地域の実現	
(5)住宅ストックの適切な維持管理・改修等による価値の維持・向上 (6)賃貸・中古住宅流通市場の活性化		(9)持続可能な居住環境の実現 (10)安心して暮らせる住環境の形成	
<成果指標>	<現状値→目標値(H37)>	<成果指標>	<現状値→目標値(H37)>
<ul style="list-style-type: none"> ・リフォームの市場規模 ・新築住宅における長期優良住宅の割合【再掲】 ・住宅リフォーム実施率 ・中古住宅の購入率 ・既存住宅流通の市場規模 ・既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・229億円→389億円 ・10.7%→22.0% ・4.7%→10.0% ・7.9%→25.0% ・117億円→234億円 ・5.0%→20.0% 	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準に適合する住宅ストックの割合 ・土石流対策施設の整備箇所 ・被災建築物応急危険度判定士の登録人数 ・空き家等対策計画を策定した市町村の割合 ・共同住宅の優良防犯施設の認定数 	<ul style="list-style-type: none"> ・78.2%→89.0% ・468箇所→536箇所 ・767人→1,100人 ・1市町村→全(19)市町村 ・5件→20件

注) ヘリテージマネージャー:
歴史文化遺産活用推進員のこと。
歴史的建築物の「発掘」+「文化財産的価値の向上」+「地域振興に活用」を
コーディネートする人。



基本目標4 地域資源の活用・掘り起こしによる地域の価値の向上	
(7)豊かな住生活を支えるコミュニティの形成に向けた取組	<現状値→目標値(H37)>
(8)美しい街なみ・良好な景観の形成	
<成果指標>	
・地域資源を活用した小規模な取り組みの数	・0件→30件
・賃料相場を下落した市町村の数	・4回件→9回件
・賃料相場が下落した市町村の数	・71回件→90回件
・ヘリテージマネージャー登録人件数	・25人→25人

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

当初契約 主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額 (当初契約額)	工期	契約年月日 (当初契約年月日) 平成29年3月24日 ～平成30年2月28日	摘要
くらしの安心局 住まいまちづくり課 (當緒課)	県営住宅ひばりが丘団地第四期住戸改善工事(54-6棟)(建築)(28経済対策)	鳥取市浜坂六丁目	大和建設株式会社 取締役社長 由宇 正実	264,600,000円		(当初契約年月日) 平成29年3月23日 ～平成30年3月23日	
	県営住宅永江団地第八期住戸改善工事(55-1棟)(建築)(28経済対策)	米子市永江	美保テクノス株式会社 取締役社長 野津 一成	236,520,000円		(当初契約年月日) 平成29年3月22日 ～平成30年2月28日	

市街化調整区域の開発許可に係る規制緩和について

平成29年4月21日
住まいまちづくり課

市街化調整区域における開発許可基準について、住宅の立地に係る規制緩和を検討中であり、その状況について報告する。

※条例名：鳥取県市街化区域と一体的な地域等に係る開発許可等の基準に関する条例

1 規制緩和の背景

開発許可制度では、市街化調整区域内での建築物の建築を厳しく規制しているが、高齢化や人口減少に伴い空き家の発生や既存集落の維持が困難になる等の問題が生じており、都市計画マスタープランにおいても既存集落等の地域コミュニティーの維持・活性化や空き家等の既存ストックの活用を推進する旨が示されており、これまで必要な条例改正を行っている。

■前回改正(H28.1施行)内容

- ・一部の社会福祉施設について、開発審査会での審議を不要とし許可手続きを簡素化
- ・幹線道路沿いの空き家、空き店舗について、従前許可対象外であった用途への変更を許可

2 今回検討内容（6月定例会での提案を予定）

(1) 県条例が適用される境港市及び日吉津村、事務処理市町村で独自条例を持つ米子市と開発許可基準の見直しについて意見交換をしており、既存集落の維持及び空き家活用等を目的とする以下の改正を行う。

項目	改正内容（案）
分家住宅 ※既存項目の緩和	<ul style="list-style-type: none">・分家からの再分家（いわゆる孫分家）を認める。・分家の建築が可能な土地として、これまでの継続所有地及び線引き前からの宅地に加え、許可申請時点で本家から連たんした土地も認める。
空き家を活用した 移住促進 ※新規追加項目	建築後5年が経過した空き家（農家住宅や分家住宅等の属性を有する住宅を想定）のうち、所有者や親族による居住が見込めないものについて、「県外から移住してくる者」又は「県内に居住する農業者のうち、既に耕作している農地のある市町村へ移住を希望する者」を対象に、購入又は賃借（賃貸は農業者に限る）による居住を認める。

(2) 今年度新設する「規制改革会議」の議論を注視し、その他、見直すべき事項が生じた場合は引き続き検討を行う。

【参考】

- ・上記改正方針については米子市も了解しているが、条例改正については県条例改正の効果を見た上で検討する方針としている。

3 今後のスケジュール

4月21日 常任委員会で方針説明

5月22日 開発審査会報告

5月30日 政調政審

6月 9日 6月議会

市街化調整区域の分家住宅緩和のイメージ

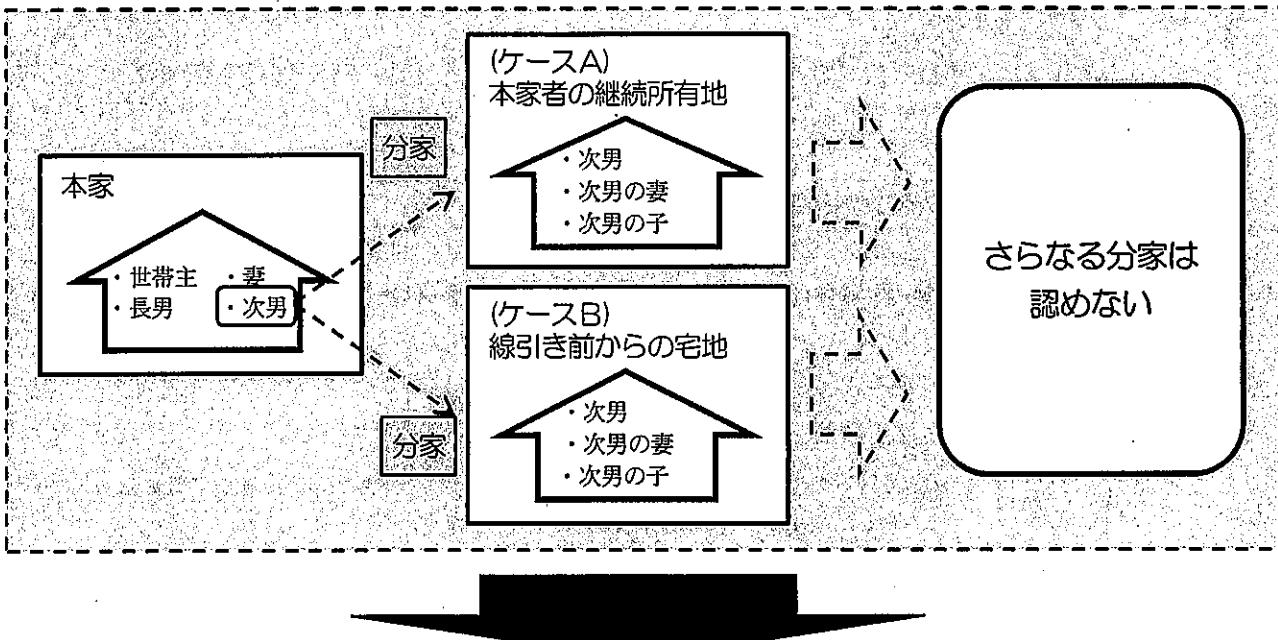
- 大規模連たん区域(都市計画法第34条第11号)で指定された区域外における分家住宅新築の要件を緩和

1. 繼続居住困難者(現住地(本家以外でも可)に住み続けられなくなった次のいずれかの事由が発生した者の要件を緩和)
 - (1) 婚姻、出産等による同居者の増加
 - (2) 独立して生活するのが適当と認められる世帯の分離
 - (3) 家業、同居者の介護等のためのより広い居住空間の確保
 - (4) 県内への就職、定年退職等に伴う県外からの生活基盤移転
 - (5) 災害による住宅の損壊、家主からの退去要請その他やむを得ない事情
2. 分家住宅の新築ができる土地の要件を緩和
 - (1) 本家者の継続所有地
 - (2) 線引き(市街化調整区域が設定される)前からの宅地
 - (3) 本家から連亘した土地

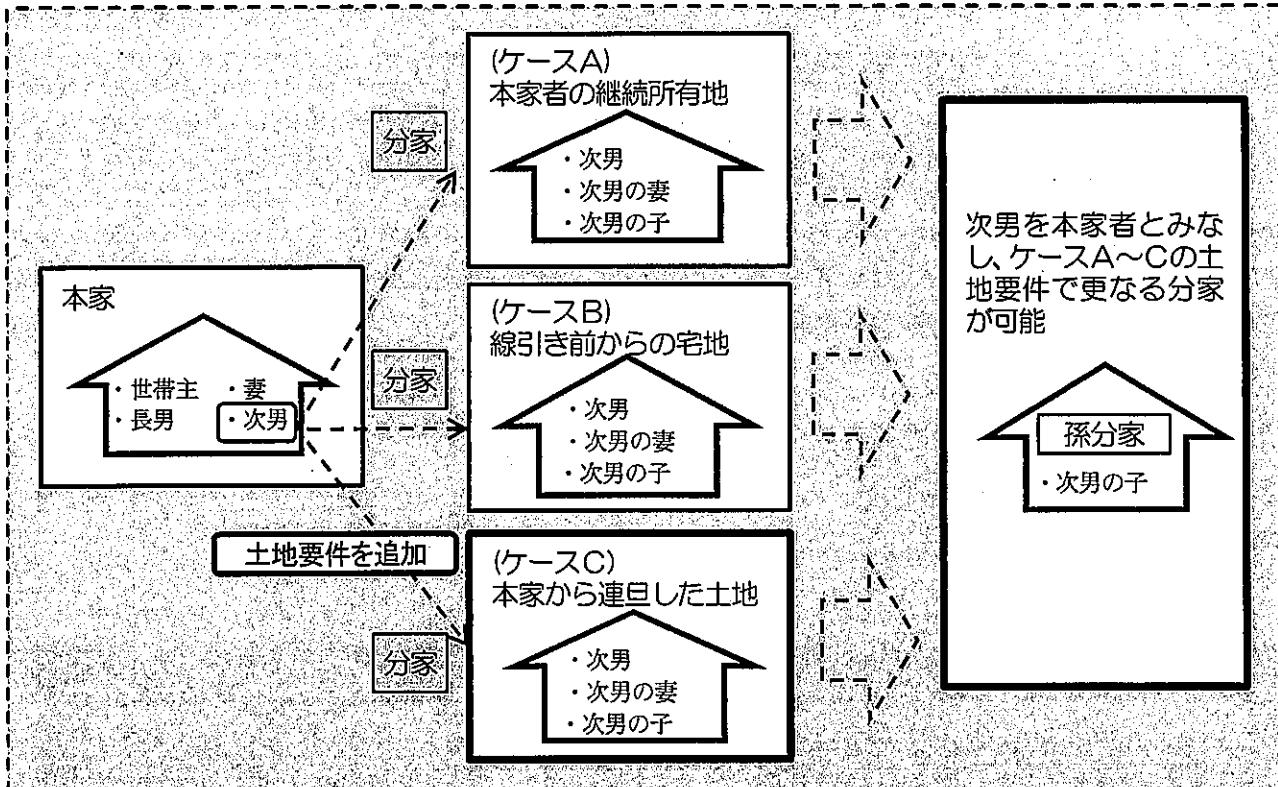
・運用で認めている要件を明確化
=いわゆる孫分家を可能に

・連亘した土地であれば新たに購入地でも連亘可行性に

■現行の許可基準のイメージ

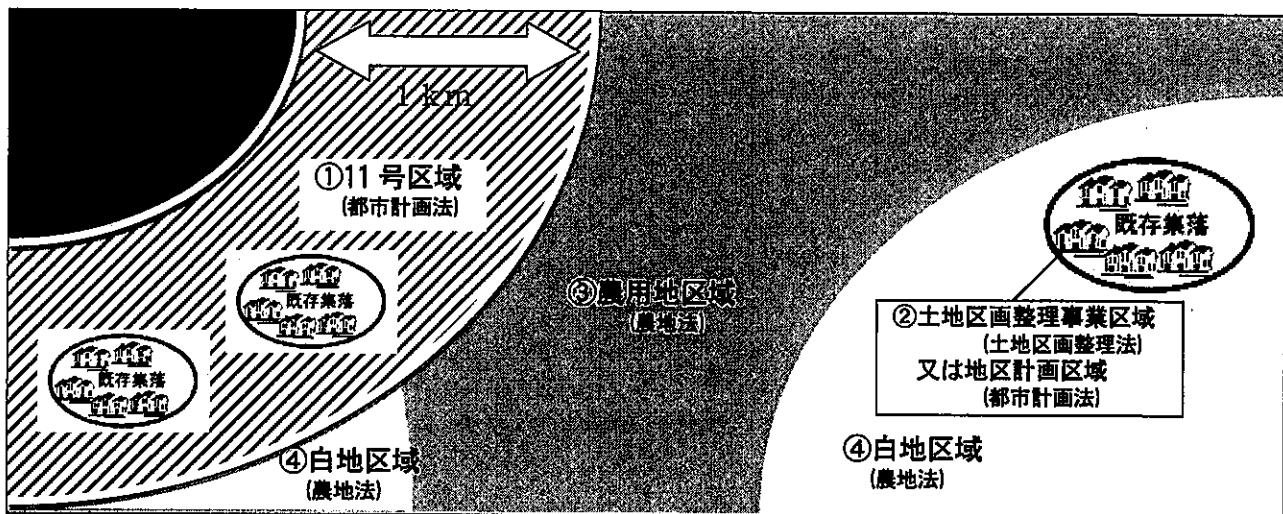


■緩和後の許可基準のイメージ



「空き家を活用した移住促進」イメージ図

■市街化調整区域イメージ



	① 11号区域	② 土地区画整理区域 又は地区計画区域	③ 農用地区域	④ 白地区域
開発許可の要否	要	不要	—	要
住宅の新築	○	○	×	△ 〔農家住宅 分家住宅〕に限る
空き家の購入	○	○	×	× ⇒移住者に限り許可できるよう緩和※
空き家の賃貸	×	○	×	× ⇒移住者のうち農業者に限り許可できるよう緩和※

※④白地区域内の空き家の購入又は賃貸に関する要件（案）

移住者の要件：県外に居住する者のうち、申請日から遡って5年間鳥取県内に居住したことがない者であること。ただし、県内に居住する農業者のうち、既に耕作している農地のある市町村に移住しようとする場合は、申請日から遡って5年間移住しようとする市町村に居住したことがない者は許可の対象とする。

空き家の要件：建築後5年が経過したもののうち、所有者が高齢化等により継続して居住することが困難であるもの

その他の要件：申請者及びその同居者が同一市町村内に他に自己用住宅を所有しておらず、かつ、同一市町村の市街化区域内にその建設が可能な土地を所有していないこと

